



町内中学校で卒業式がおこなわれました



3月15日(水)、町内では148名が中学校を卒業しました。ご卒業おめでとうございます！

今月の記事

- 02~04 町政執行方針／教育行政執行方針
- 05~06 令和5年度予算の概要

※町ホームページでは写真をカラーでご覧いただけます

- 10 町営住宅入居申込みを受け付けます
- 12 市民農園利用者募集

令和5年度 町政執行方針（要旨）

令和5年度の町政執行にあたっては、「次世代の可能性を引き出す」、「資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」、「激動する社会に対応する」の3つの指針をもとに、「1. 暮らしの安全の方針」、「2. 健康と福祉の方針」、「3. 生活環境の方針」、「4. 産業の方針」、「5. 学びの方針」、「6. 行政・財政運営の方針」の6つの方針を施策の体系として未来に向けて住みやすいまちをつくる以下の諸施策を推進します。

1. 暮らしの安全・安心の方針

◎防災に関する施策

- ・地域防災マネージャーを中心とした地域の防災力の向上と防災の広域化
- ・避難所における防災資機材の整備
- ・災害時の効果的で効率的な情報伝達手段の整備への検討
- ・防災学習会などによる防災に関する知識の普及

◎交通安全に関する施策

- ・交通安全指導員による交通指導、啓発による交通事故防止

2. 健康と福祉の方針

◎子育て推進に関する施策

- ・ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育の推進
- ・子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業の充実
- ・出産と子育てを応援するための助成金支給
- ・併走型相談支援や産後ケア事業などと一体的な経済的支援の実施
- ・不妊治療、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するための医療助成
- ・北後志6市町村の連携による周産期医療体制の充実
- ・児童虐待の発生予防や早期発見・対応のための施策実施と子どもが健やかに成長できる地域社会の構築
- ・18歳までの医療費無償化

◎保健に関する施策

- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- ・インフルエンザなどのワクチン接種費の助成
- ・HPVワクチンについての情報提供と男性への接種助成
- ・乳がん、子宮頸がん検診の一定年齢の無料化の継続

◎地域福祉に関する施策

- ・高齢者の経験や知識を活かしたボランティア等の地域資源の有効かつ効果的な活用
- ・地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実

◎障がい者福祉に関する施策

- ・障がい福祉施策の推進、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の充実

3. 生活環境の方針

◎環境に関する施策

- ・余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を実施

◎一般廃棄物処理に関する施策

- ・ごみの搬出が困難な高齢者などの安否確認にもつながる「ふれあい収集」の実施
- ・合併処理浄化槽設置に対する助成

◎道路に関する施策

- ・橋梁、道路補修工事の実施、町道の舗装・側溝の整備
- ・効果的な除排雪の実施と流融雪溝の適切な維持管理
- ・後志自動車道小樽ジャンクションフル化の早期完成や国道5号俱知安余市道路の開通を見据えた市街地道路交通網の整備についての検討

◎河川に関する施策

- ・環境保全や治水対策の計画的推進を要望

◎港湾・海岸保全に関する施策

- ・港湾・海岸保全施設の維持保全

◎公園事業に関する施策

- ・老朽化遊具の更新と施設の維持管理、安全対策、環境整備による安全、安心の確保

◎公営住宅に関する施策

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく入居者の適切な住環境整備

◎住宅に関する施策

- ・住宅取得等支援補助金制度と空き家住宅除却費補助制度の継続

◎都市計画に関する施策

- ・余市町立地適正化計画の策定

◎地域公共交通の活性化と再生に関する施策

- ・持続可能な公共交通の在り方を検討

◎再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策

- ・再生可能エネルギーの活用による地域経済の活性化と公共施設への導入検証

4. 産業の方針

◎労働に関する施策

- ・就労対策の実施と季節労働者の通年雇用促進支援

◎農業に関する施策

- ・果樹の収益性向上を見据え、優良品種への転換や圃場整備への支援
- ・ワインのブランド化に向けた取組の推進
- ・野菜栽培施設の資材導入などへの支援と栽培技術の確立
- ・有害鳥獣対策に電気柵の設置や箱罌購入などへの支援

◎林業に関する施策

- ・森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業、町有林保育事業、野そ駆除事業の実施

◎漁業に関する施策

- ・二枚貝の養殖試験の支援など水産業の収益性向上と資源の持続的な利用の確保に向けた取組の強化
- ・磯焼け対策の実施やトド被害対策への支援継続と要請

◎水産加工業に関する施策

- ・水産加工品ブランド力の向上、商品開発の推進の支援

◎6次産業化に関する施策

- ・農水産物とワインのマリアージュによる「余市」ブランドの確立

◎商工業に関する施策

- ・中小企業者への制度融資
- ・設備投資、商品開発、販路拡大等の促進
- ・空き店舗の活用による起業支援

◎観光に関する施策

- ・観光客誘致と観光事業者への支援、観光事業の活性化推進
- ・交流人口の増加と滞在型観光の推進

- ・道の駅再編整備に向けた民間事業者との協議

◎地方創生に関する施策

- ・「食の都よいち、フルコースプロジェクト」や「よいち地域まるごとマリアージュ推進プロジェクト」の推進

5. 学びの方針

◎学校教育に関する施策

- ・急速に変化する社会において、子供たちが社会で生きる知識や技能を身に付け、個性や能力を伸ばし、豊かな心と健やかな体をはぐくむことができるような教育活動の推進

◎社会教育に関する施策

- ・豊かで潤いのある充実した生活を送ることができる学びの場の提供

◎芸術、文化、スポーツ活動に関する施策

- ・地域の郷土資料の活用と後世への継承
- ・生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ環境づくり

6. 行政・財政運営の方針

◎町民と行政の連携に関する施策

- ・審議会委員等への町民参加やパブリックコメント等による町民意見の公募、区会学習会等の町民活動への支援
- ・地域連絡員制度の積極的な活用による町民と行政が連携して歩むまちづくりの推進

◎外部の組織・人材との連携に関する施策

- ・広域行政の推進、民間等組織との協定の締結、高度な知

識を有する人材の招致、民間提案制度による課題解決や価値の共創

◎情報の共有に関する施策

- ・広報よいちの紙面やホームページの充実、町LINE公式アカウントによる幅広い情報の発信
- ・町政への意見・要望の募集やホームページ内でのお問い合わせメールの活用、情報共有の推進

◎地域間交流に関する施策

- ・福島県会津若松市や奈良県五條市との交流事業の推進

◎行財政に関する施策

- ・効果的・効率的な財源配分と各種補助制度の積極的活用
- ・クレジット納付やコンビニ納付等納税環境の整備と充実

◎ふるさと応援寄附に関する施策

- ・特産品や体験プログラム等返礼品の充実
- ・町内産業の新たな販路として町内経済の活性化に活用

◎行政改革に関する施策

- ・スピード感のある町政を実現するため機構改革の実施
- ・住民サービスの向上にむけ、行政手続きのオンライン化を推進

◎職員の資質向上に関する施策

- ・職員のコンプライアンスに対する意識向上、自己研さん推進のための研修機会の充実、職員の意識改革の推進

令和5年度 教育行政執行方針（要旨）

学校教育では、社会環境が変化していく中、子どもたちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身に付けるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合うことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、さまざまな課題の解決にあたり、子どもたちを社会全体で支え、確かな成長をもたらす教育環境づくりを推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づいた、施設の計画的な維持管理及び計画的な運営に努め、時代に即した情報提供による学習環境の整備を図るとともに、多様化、高度化するニーズに対応し、健康で心豊かな生きがいのある人生を送ることができる学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

社会が大きく変化するなかで、子どもたちが自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。

- ・児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、国の事業を活用した授業改善や学力向上の取組を推進
- ・学校と家庭の連携による望ましい生活習慣や学習習慣を確立するための取組を推進
- ・学習支援員等を配置し、特別な支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな指導や支援
- ・これまでの学習指導とICT機器を活用により、児童生徒の主体的な学習活動や学習意欲、思考力と判断力、課題解決力の育成
- ・外国語指導助手を配置し、生きた英語によるコミュニケーション能力と国際感覚の養成
- ・障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援
- ・学校だよりなどによる保護者や地域住民への情報提供や学校評価制度の運用
- ・学校運営協議会による地域に根ざした教育活動の充実と小中学校の連携強化

- ・学校における働き方改革の推進により、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間の確保
- ・教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の指導力の向上

2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、主体的・対話的で深い学びを通じて、ともに支え合う思いやりの心や、倫理観と規範意識もち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

- ・児童生徒が自信や誇りを持ち、自ら考え、行動する力の育成
- ・スクールカウンセラーの配置による相談体制の充実
- ・関係機関と連携した支援による児童生徒の抱える問題の早期把握と解決に向けた取組
- ・適応指導教室による不登校児童生徒の学校復帰への支援
- ・余市町子どものいじめ防止条例に基づく取組の推進、保護者との連携強化、アンケート調査結果の活用によるいじめの早期発見・早期解決の取組

3. 生命を尊ぶ心を大切に健康・安全 教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、生命の尊さを自覚しながら思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが重要です。

- ・非行防止や犯罪被害に遭わないための指導の充実と学校・家庭・地域の連携強化
- ・安全マップを活用した交通安全指導の徹底や各関係機関との連携による児童生徒の安全確保
- ・教育環境の充実のため、学校施設の適切な維持管理と再編整備に向けた取組
- ・感染症防止対策に対する児童生徒の意識向上と各種取組
- ・児童生徒の健康診断の実施やフッ化物洗口の実施による児童の歯の健康づくり
- ・学校給食調理室の衛生管理の徹底による安全安心な給食の提供と地場製品の活用
- ・電子図書館の積極的な活用や余市町図書館との連携による学校図書館の充実と教材教具の計画的な整備
- ・経済的支援による均等な教育機会の確保

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の実現には、引き続き感染症防止対策にも留意しつつ、町民へ様々な学習機会を提供し、知識・技能を習得することで、その成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいをもって明るく豊かな生活を送ることが重要です。

- ・「まちづくりは人づくり」の観点からの、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供による人材育成
- ・学習機会の充実と豊富な知識と経験を生かせる環境づくりを促す高齢者教育の実施

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

青少年の健全な心身と心豊かな人間性の育成のため、学校運営協議会と協力し、学校・家庭・地域社会の協働によって創造性や協調性を育むことのできる環境づくりが重要です。

- ・学校運営協議会を中心とした学校・家庭・地域社会の協働体制の整備
- ・障がいのある子どもたちと関係団体との交流機会の提供

と地域への情報発信

- ・子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保と、地域住民との連携強化とボランティア育成による放課後の多様な体験活動と学習機会の提供
- ・関係機関との連携したブックスタート事業や、子育て体験事業を通じた家庭教育力の向上

6. 芸術文化活動の振興と文化財の 保存と活用

芸術文化活動の振興につきましては、鑑賞機会の提供と活動を奨励し、活動の裾野を広げていくことが重要です。

- ・社会教育関係団体と連携した、発表・鑑賞・創作機会の充実及びサークル等の育成による芸術文化の振興
- ・「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づく、学校図書館や関係施設等との連携による環境の整備
- ・電子書籍の充実による利用者の拡充と利用促進と、学校図書館とも連携して、地域の情報拠点を目指した魅力ある電子図書館の整備
- ・郷土の歴史に関する資料収集や文化財施設の適切な保存と維持管理、小中学校や生涯学習の関連事業の実施などによる文化財資料の有効活用

7. 体力向上と健康増進のための スポーツ活動の振興

健康で充実した生活を送るためには、心身の健康増進と体力向上に資するスポーツの普及を図るとともに、各世代に応じたスポーツ活動を推進する環境づくりが重要です。

- ・スポーツ少年団や体育連盟等の関係団体との連携による地域部活動の協力体制の構築と、各世代のスポーツ環境整備の取組み並びにスポーツを通じた子どもたちの体力の維持向上
- ・関係団体や指定管理者との連携によるスポーツ活動機会の提供と、健康づくりの啓発

余市町教育委員会は、本町の未来を担う子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができ生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



パブリックコメントの結果について

パブリックコメントの実施結果について、次のとおりお知らせします。

計画などの名称	募集期間	結果	担当課
第2期余市町子ども・子育て支援事業計画(見直し案)	令和5年1月16日 から2月15日	2件のご意見がありました	子育て・健康 推進課
余市町空家等対策計画(素案)	令和5年2月6日 から3月7日	ご意見等の提出は ありませんでした。	まちづくり 計画課
余市町観光振興計画(素案)	令和5年1月6日 から2月6日	2名の方から5件のご意見がありました	商工観光課

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。寄せられたご意見については、計画の運用にあたり参考とさせていただきます。

なお、寄せられたご意見の内容と、ご意見に対する町の考え方については、町ホームページに公表するとともに、令和5年4月末まで役場庁舎、中央公民館、図書館、福祉センター等に冊子として備え付けますのでご覧ください。

問合せ 子育て・健康推進課 ☎21—2122 商工観光課 ☎21—2125
まちづくり計画課 ☎21—2124

令和5年度予算の概要

一般会計予算総額は98億円となり、前年対比で5億5,000万円(5.9%)の増額となりました。

本年度は、未来を見据えた効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政手続の電子化やSNSの活用等による行政のデジタル化を推進するとともに、地域おこし協力隊等の外部人材を活用し、行政課題の解決や本町への人流を創出する施策を推進し、未来に向けて持続可能な住みやすい町をつくることに重点を置いた予算編成を行いました。

■ 一般会計 ■

●歳出では、総務費はふるさと納税取扱業務委託料、地域おこし協力隊等の外部人材活用事業関係経費、町議会選挙費などの増により約1億7,861万円の増額、土木費は橋りょう補修整備事業、町道外除排雪委託料、し尿・浄化槽汚泥受入施設建設事業に伴う、公共下水道特別会計繰入金などの増により約5億893万円の増額となっています。

●歳入では、地方交付税は約1億1,176万円の増額、分担金及び負担金はし尿・浄化槽汚泥受入施設建設事業負担金などの増により、約2億9,417万円の増額、繰入金はふるさと応援寄附金基金繰入金などの増により約1億6,353万円の増額、町債は臨時財政対策債などの減により約3,619万円の減額を見込んでいます。

◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
町 税	17億8,571
地方譲与税・各種交付金	6億3,280
地方交付税	38億6,151
分担金及び負担金	4億3,704
使用料及び手数料	1億6,480
国庫支出金	10億9,319
道支出金	6億9,343
繰入金	6億3,163
繰越金	100
諸収入	1億7,150
町債	3億2,333
その他	406
計	98億0,000

◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
議 会 費	1億3,633
総 務 費	14億4,326
民 生 費	22億7,512
衛 生 費	15億8,157
労 働 費	3,891
農 林 水 産 業 費	2億2,436
商 工 費	2億1,223
土 木 費	19億7,500
消 防 費	5億1,891
教 育 費	7億1,087
公 債 費	6億7,844
予 備 費	500
計	98億0,000

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 特別会計予算の概要 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

■ 国民健康保険特別会計 ■

●本会計は、余市町にお住まいで他の健康保険制度に加入していない方を対象として、保険医療給付を行うことを目的に設置されている会計です。国保の都道府県化により、国保事業費納付金を北海道に納付し、給付に必要な費用は全額北海道から交付を受けます。新年度予算は、前年度に比べ2,080万円(0.8%)の減額となっており、加入者の保険税のほか、道支出金、一般会計からの繰入金により運営を行います。

◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
国民健康保険税	4億754
一部負担金	0
使用料及び手数料	40
国庫支出金	7
道支出金	21億2,313
繰入金	2億356
諸収入	50
計	27億3,520

◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	2,411
保 険 給 付 費	20億8,125
国民健康保険事業費納付金	6億219
共同事業拠出金	0
保 健 事 業 費	2,315
公 債 費	100
諸 支 出 金	250
予 備 費	100
計	27億3,520

■ 後期高齢者医療特別会計 ■

●本事業は、75歳以上(65歳から74歳で一定の障がいを持つ方を含む)の方の保険医療給付を行う事業であり、その運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行います。本会計は、その事業のうち加入者の保険料徴収や各種申請の受付業務を行います。

新年度予算は、前年度に比べ10万円(0.03%)の増額となっています。

◆歳入予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
後期高齢者医療保険料	2億4,533
使用料及び手数料	2
繰入金	1億1,004
繰越金	0
諸収入	61
計	3億5,600

◆歳出予算額 (単位：万円)

区 分	予算額
総 務 費	262
後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3億5,277
諸 支 出 金	60
予 備 費	1
計	3億5,600

■ 介護保険特別会計 ■

●介護保険事業は、介護サービスに係る保険給付と介護予防などを目的とする地域支援事業を行っており、これらの事業費は国・道・町の公費負担と3年ごとに見直される保険料などにより賄われています。

新年度予算は前年度に比べ1,666万円(0.7%)の増額となっています。

◆歳入予算額 (単位:万円)

区 分	予算額
保 険 料	4億1,180
使用料及び手数料	2
国庫支出金	6億4,026
支払基金交付金	6億4,940
道支出金	3億5,623
財産収入	1
繰入金	4億2,781
繰越金	1
諸収入	5
計	24億8,559

◆歳出予算額 (単位:万円)

区 分	予算額
総務費	3,242
保険給付費	23億429
地域支援事業費	1億4,737
諸支出金	30
基金積立金	1
公債費	20
予備費	100
計	24億8,559

■ 公共下水道特別会計 ■

●下水道事業は、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るほか、雨水による浸水被害の軽減に取り組んでいます。

今年度は、昨年に引き続き、近隣の町村と共同で汚水処理を行うための整備を進めます。また、経営改革の一環として「経営の見える化」を図るため、公営企業会計への移行業務を進めます。

新年度予算は前年度に比べ8億1,435万円(58.1%)の増額となっています。

◆歳入予算額 (単位:万円)

区 分	予算額
分担金及び負担金	34
使用料及び手数料	2億6,641
国庫支出金	6億3,250
財産収入	1
繰入金	8億4,187
繰越金	1
諸収入	1
町債	4億7,450
計	22億1,565

◆歳出予算額 (単位:万円)

区 分	予算額
総務費	8,515
事業費	14億5,773
公債費	6億7,271
予備費	6
計	22億1,565

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 企業会計予算の概要 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

■ 公営企業会計 (水道事業) ■

本会計は、町民の皆さんに水道水を供給する事業であり、公営企業として事業に要する経費等の大部分は皆さんからの「水道料金収入」でまかなわれています。

新年度予算(総支出額)は、資本的支出の建設改良費(配水管の耐震化や老朽管の更新工事、浄水施設の設備更新工事や改修工事など)の増加により、前年度に比べ4億1,541万円(28.6%)の増額となっています。

◆総収入 (単位:万円)

収益的収入		資本的収入	
営業収益	5億3,237	出資金	1,806
営業外収益	1億6,481	国道補助金	3,019
		工事負担金	480
		保険金	8,994
		企業債	7億3,350
計	6億9,718	計	8億7,649
		総収入	15億7,367

※総収入と総支出の差額(約2億9,700万円)は、本年度の収益的支出中、現金支出が伴わないもの(減価償却費等:約3億1,900万円)が含まれていることと、前年度からの繰越金等で補てんします。

◆総支出 (単位:万円)

収益的支出		資本的支出	
営業費用	6億3,186	建設改良費	8億4,876
営業外費用	8,323	企業債償還金	3億534
特別損失	100		
予備費	10		
計	7億1,619	計	11億5,410
		総支出	18億7,029

※収益的収入・支出とは、水道料金などの収入と、水道水をつくるための経費や施設の維持管理などの経費です。

※資本的収入・支出とは、水道施設整備をするための財源と経費です。

※ここでは予算の概要についてお知らせしていますが、予算の詳細については、後日ホームページにてお知らせします(6月上旬予定)。



国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、次に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生（ただし前年所得が128万円以下の方に限ります）
- 必要書類等・・・年金手帳、学生証のコピー（または在学証明書）

■手続きをせず、保険料を未納にしておく…

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができないなど、年金請求の際に不利益になってしまいますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。なお、申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

■猶予された保険料について

猶予された保険料は、そのままにしておくとも将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

■令和4年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

令和5年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校に在学中の方は、ハガキに必要事項を記入・返送することで令和5年度の申請ができます。（学生の証明書類不要）

※追納を希望する場合、又は令和5年度は学生納付特例制度を利用せずに保険料の支払いを希望される場合は、お近くの年金事務所に問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細は次の連絡先まで問合せ願います。

問合せ	小樽年金事務所 国民年金課	☎0134-23-4236
	福祉課 福祉グループ	☎21-2120



マイナンバーカードについてのお知らせ

【マイナンバーカード窓口の開庁時間延長（予約制）について】

お仕事・学校等で、平日の開庁時間内にマイナンバーカード受取ができない方のために、平日の午後5時15分から午後7時まで窓口の開庁時間を延長しています。

●業務内容 マイナンバーカード申請書の発行、マイナンバーカードの受取、マイナポイント付与
○ご持参いただくもの

- ・申請書発行の場合 ご本人確認書類（免許証、保険証等）
- ・カード受取の場合 通知書（ハガキ）、本人確認書類（免許証、パスポート等が無い方は、保険証、学生証など氏名が記載されているものを2つご用意ください）
- ・ポイント付与の場合 マイナンバーカード、ご本人名義の通帳、ポイントを付与するカード（ICカード、電子マネー、クレジットカード等）

※来庁される前日の午後5時15分までにお電話にてご予約をお願いします。

※土日・祝日及び、5月1日（月）・2日（火）は実施しません。

【マイナンバーカード業務停止のお知らせ】

令和5年4月29日（土）～5月7日（日）の期間中、マイナンバーカードのシステムが停止するため、次の業務は行えません。ご了承ください。

- ・マイナンバーカード申請書の発行
- ・マイナンバーカードの受取
- ・マイナンバーカードの更新

問合せ	福祉課 戸籍住民グループ	☎21-2120
-----	--------------	----------

余市町の空間放射線量率	2月18日～3月22日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。 （最高値：4.2nGy/h、最低値：2.2nGy/h、平均値：2.9nGy/h）※平常時は10～60nGy/h程度
-------------	---



国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

国民健康保険の手続きをお知らせします

年度初めの今月は、就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それとともなって国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。また、一部の手続きによる保険証の交付は、後日郵送となる場合がありますのでご了承ください。

国民健康保険を『脱退』する手続きが必要な場合	国民健康保険に『加入』する手続きが必要な場合
・就職して新しく会社の健康保険に加入した場合	・退職して職場の健康保険を抜けた場合（※2）
・町外に転出する場合（※1）	・健康保険の任意継続が終了もしくは抜けた場合（※3）
・生活保護が開始した場合	・転入した方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた場合
・加入している被保険者が死亡した場合	・出生した場合（保護者が国民健康保険に加入している）

※1 マイナポータルから引越しワンストップサービスを利用して転出届を提出した場合には、窓口に来庁しての脱退手続きは原則不要となります。

※2 勤務先より発行の健康保険資格喪失証明書が必要です。

※3 加入していた協会けんぽ・健康保険組合・共済組合より発行の任意継続資格喪失通知書が必要です。

▶事実が発生した日から14日以内に届出をしてください。

▶婚姻等により氏名の変更、町内で住所が変更（転居）した場合等も、変更の届出が必要となります。

▶手続きは郵送でも行うことができます。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。保険課医療給付グループまで問合せください。

進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続きご家族と一緒に余市町国民健康保険に加入することができる場合があります。該当の方は役場まで事前に問合せの上、手続きください。

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動がある場合は必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。なお、卒業時は脱退の手続きが必要となります。

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは今年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知いたします。4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金から天引きされている方で、納付方法を口座振替に変更を希望される方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更は、原則できませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

国民健康保険・後期高齢者医療保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険の加入者、後期高齢者医療保険の加入者と同世帯の方で、前年度簡易収入申告をされた方に今年度の申告書を送付しております。案内文書をご確認の上、お早めに手続きください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



町の組織が変わります

地域活性化施策を総合的に調整・推進する体制を整備するため、組織を再編します。

「総務部」の「企画政策課」と「地域協働推進課」を廃止し、「経済部」を「総合政策部」に改称し、「農林水産課」、「商工観光課」に加え、「政策推進課」を設置し3課体制にします。

問合せ 総務課 総務グループ ☎21-2111



「介護予防教室」等の参加者を募集します

いきいきふれあい教室

内 容	高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的とした教室で、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の介護予防に向けた学習等を行い、在宅生活の継続を支援します。また、季節行事や記念に残る作品作りなど、楽しみながら活動できる内容としています。
対 象 者	65歳以上の町民の方で、本教室の趣旨を理解して参加していただける方
定 員	40名程度（2グループ・各20名程度）
開催期間	令和5年4月～令和6年3月
開催曜日	月2回 火曜日または水曜日（午前11時～午後2時30分）
開催場所	主に、かるな和順（送迎あり）
費 用	1回500円（昼食を希望される方は別途500円）



地域まるごと元気アッププログラム運動教室

内 容	体力に合った運動プログラムに楽しく参加することで、体力や筋力の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ●Aクラス：いすに座ったままできる軽い体操 ●Bクラス：体重を支え、バランスを保つための軽い運動 ●Cクラス：屋内等でのウォーキングやニュースポーツ ●混合1クラス：Aクラス～Cクラス ●混合2クラス：Aクラス～Cクラス
対 象 者	65歳以上の町民の方
定 員	各クラス20名程度
開催期間	令和5年4月～令和6年3月
開催曜日	毎週金曜日 Aクラス：午前10時30分～11時30分、Bクラス：午後1時～2時 Cクラス：午後2時30分～3時30分 毎週水曜日 混合1クラス：午前10時30分～11時30分 混合2クラス：午後1時30分～2時30分
開催場所	A・B・C・混合2クラス：中央公民館 混合1クラス：福祉センター
費 用	1か月500円



よいちニコニコ広場

内 容	いすに座ったまま自分の体力に合わせて参加できるゴムバンド体操で、体力や筋力の向上を図ります。また、創作活動・脳を活性化するトレーニング等で、認知機能の維持向上を図ります。		
対 象 者	65歳以上の町民の方	定 員	20名程度
開催期間	令和5年4月～令和6年3月	開催曜日	毎週木曜日（午前10時～11時30分）
開催場所	中央公民館	費 用	1回100円

よいち健足サロン

内 容	理学療法士を招いて、健足寿命（健康な足が維持される期間）の延伸と健康な足づくりをテーマとした介護予防のための講話や体操等を行います。
対 象 者	65歳以上の町民の方
定 員	20名程度
開催期間	令和5年5月～令和5年7月
開催曜日	毎週火曜日（午前10時～11時30分） 全10回予定
開催場所	中央公民館
費 用	無料

※よいち健足サロンについては、令和5年度中に2回目の開催も予定しています。（別途案内します）

参加者申込み

各教室等の主催は町です。申込みについては次のとおりです。

申込方法：申請書に必要事項を記入のうえ、申込みください。（郵送、FAXでの申込可）

申込期限：4月20日（木）まで ※各教室等に空きがある場合は期限後も随時受付します。

問合せ・申込み	役場 保険課 介護保険グループ	☎21-2119	FAX 21-2144
申込書設置場所	地域包括支援センター（余市イオン内）	☎48-6015	
	在宅介護支援センター（かるな和順内）	☎22-3115	



町営住宅入居申込を受付します

入居資格者（以下の①～⑦をすべて満たす方が対象です）

- ① 現在、町内に住所または勤務先（勤務予定でも可）のある方。
- ② 2人以上の家族（婚約者も含む）で入居する方。
（定められた条件を満たしている方は、特定の住宅に限り単身入居可能）
- ③ 申請時と入居時に連帯保証人がいる方。（連帯保証人は原則として町内在住の方）
- ④ 町に納付する税金および公課金を滞納していないこと。（連帯保証人も同様）
- ⑤ 定められた収入基準であること。（世帯の所得月額控除後が15万8,000円以下の方、
ただし、小学校就学前の子どものいる世帯については21万4,000円以下とする）
- ⑥ 入居時に敷金を納入できる方。（決定家賃の2か月分） ⑦ 申込者（同居する者を含む）が暴力団員でないこと。

※入居申込みは4月・7月・10月の年3回募集受付しています。

申込期間 4月3日（月）～14日（金）※先着順ではありません。

入居決定 4月下旬（余市町営住宅入居者選考委員会にはかり、入居者を決定します。）

募集団地概要 ※第2希望まで申し込みます（令和5年3月7日現在）

団地名	建設年度	所在地	形式	戸数	備考（入居要件）
大浜中団地	昭和62年度	栄町458番地	3LDK	2	
黒川中央団地	昭和62年度	黒川町6丁目4番地	3LDK	1	
共栄団地	昭和56年度	黒川町17丁目4番地1	3LDK	2	
	昭和56年度	黒川町17丁目5番地		1	
	昭和57年度	黒川町17丁目31番地1		1	高齢者等世帯向
	昭和57年度	黒川町17丁目31番地2		1	
	昭和58年度	黒川町17丁目4番地1		2	
黒川団地	平成3年度	黒川町880番地	2DK	2	高齢者等世帯向
美園団地B棟	平成11年度	美園町20番地2	2DK	2	高齢者等世帯向
白樺団地	昭和49年度	山田町32番地	2DK	3	単身可
			3DK	1	単身可
	昭和50年度		3DK	4	
余市川団地	昭和55年度	山田町108番地6	3DK	3	
			3LDK	2	
山田団地	昭和53年度	山田町392番地1	3DK	9	
	昭和54年度			1	高齢者等単身向
	昭和61年度			4	
山田町393番地	3LDK	3			
沢町団地	昭和54年度	沢町4丁目50番地	3DK	2	
中町団地	昭和59年度	富沢町12丁目21番地	3LDK	2	
				2	
				1	高齢者等単身向
梅川団地	昭和51年度	梅川町376番地3	3DK	17	
	昭和52年度			13	

※単身可と高齢者等単身向は、入居者が60歳以上の方等で単身者の方が対象

※高齢者等世帯向は、入居者と同居者がいずれも60歳以上の方等が対象

入居可能収入

収入基準	家族数（収入例：就労者1人の場合の年収）			
	2人	3人	4人	5人
月額158,000円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下

申込み・問合せ まちづくり計画課 公営住宅グループ ☎21-2124



余市宇宙記念館からのお知らせ



令和5年度の余市宇宙記念館の観覧は4月15日(土)よりスタートします!

余市宇宙記念館は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、接触や3密(密閉、密集、密接)を避け、以下の通り変更の上、一般観覧を行います。(感染拡大状況により、開館時間や展示内容等が変更になる場合があります。)

- 定員の変更 3Dシアター(46名)、プラネタリウム(14名)へ定員を変更します。
- 開館時間の変更 消毒や換気のため、午前9時30分~午後4時30分(入館は午後3時30分まで)へ開館時間を変更します。

上映案内

<3Dシアター> 定員:46名、時間:各15分

宇宙記念館オリジナル番組

「2041年、宇宙エレベーター」

- ①午前10時5分、②午前11時5分、
- ③午後12時5分、④午後1時5分、
- ⑤午後2時5分、⑥午後3時5分、
- ⑦午後4時(最終上映)

<プラネタリウム>

定員:14名、所要時間:各20分

上映番組:「今夜の星空」

- ①午前10時30分、②午後2時30分

余市宇宙記念館



「余市宇宙記念館利用促進懇談会」の委員を募集します

宇宙記念館の運営のあり方などについて、委員の皆さんからご意見をいただきます。

- ◇募集人数:2名(希望者多数の場合は抽選となります)、◇募集条件:満20歳以上の町内に在住の方
- ◇任期:2年間、◇会議:年2回程度、◇報酬:なし、◇募集期限:4月14日(金)

※詳細は ☎21-2200) 問合せいただくか
余市宇宙記念館ホームページ
(<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください



◀ホームページ
をご覧ください

~4月の休館日~

- 1日(土)~14日(金)
- 17日(月)、24日(月)



固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

縦覧:「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧:「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

●縦覧:「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	●固定資産税の納税者本人または代理人 ●納税者と同居の親族 ●納税管理人
お持ちいただくもの	●納税者等本人であることを確認できるもの(運転免許証など) ※代理人の場合は委任状が必要になります。

●閲覧:「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	●固定資産税の納税義務者または代理人 ●納税義務者と同居の親族 ●納税管理人	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	●借地人、借家人等	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	●固定資産の処分をする権利を有する方	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	●納税義務者等本人であることを確認できるもの(運転免許証など) ※代理人の場合は委任状が必要になります。 ●法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 ●上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの(賃貸借契約書・不動産登記簿など)		

期間 4月3日(月)から5月25日(木)まで(土・日・祝日除く) 時間 午前8時45分~午後5時15分まで
場所 役場庁舎1階 税務課 課税グループ

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



市民農園利用者募集

①登市民農園・②山田市民農園の2地区を開設します。自家用野菜・花の栽培、家族そろっての生きがいつくり、生徒・児童の体験学習などに市民農園をご利用ください。

開園場所	募集区画	1区画当たりの面積	1区画の料金	開園期間
①登市民農園 (登町1939番地1)	4区画	66㎡ (約20.0坪)	6,600円	5月中旬から 10月末まで
	16区画	67㎡ (約20.3坪)	6,700円	
	36区画	68㎡ (約20.6坪)	6,800円	
	12区画	88㎡ (約26.7坪)	8,800円	
	28区画	89㎡ (約27.0坪)	8,900円	
②山田市民農園 (山田町554番地)	65区画	50㎡ (約15.0坪)	5,000円	

●申込 4月3日(月)～10日(月)まで

電話またはFAXで申込みください。(土、日、祝日を除く) ※受付時間：午前9時～12時まで

- (1) 区画の申込みは先着順とし、定員となりしだい締切ります。
- (2) 募集区画を満たさない場合は、次のとおりです。
 - ・昨年と同じ区画場所を希望する方は、同じ区画を利用できます。
 - ・1名で2区画まで利用できます。
- (3) 登市民農園については、団体・グループでも利用できます。

●その他 耕起・堆肥は実施済みです。また、開園期間中、栽培に関するご相談をお受けしますので、お気軽にお声がけください。その他、詳細については問合せください。

申込み・問合せ 農村活性化センター ☎23-5568/FAX21-2189

し尿収集料金改定のお知らせ

令和5年7月1日からし尿収集料金が、1ℓあたり7円70銭から8円36銭に改定します。

し尿収集運搬及び処理業務において、利用者のサービス向上に努力して参りましたが、昨今の燃料費等の高騰や収集業務の人件費など維持経費も上昇してきていることから、安定的に業務を行うため、料金の改定を行うことといたしました。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

し尿収集料金新旧対比表

区分	現行	改定後(7月1日から)	引上額
基本料金 (200ℓ)	1,540円	1,672円	132円
20ℓあたり	154円	167円	13円
(例) 400ℓを 汲取した場合	3,080円	3,344円	264円

※表示料金には消費税を含む。
(円未満四捨五入)

問合せ 北後志衛生施設組合 ☎22-4489



犬の登録と変更の届出について

●犬の登録 飼い主は、狂犬病予防法に基づき、犬を取得した日(生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に、犬の登録(一生に1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)を受けさせる義務があります。また、交付された犬鑑札と狂犬病予防注射済票は犬の首輪などに必ず着けておかなければいけません。

- ### ●犬の変更などの届出
- ①犬の所在地に変更があったとき(町外から余市町へ転入・町内で転居)
 - ②飼い主や飼い主の住所などに変更があったとき
 - ③犬が死亡したとき
 - ④犬が人や家畜に害を加えたとき又はその被害にあったとき

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118

☀️☁️☀️ 余市町でおこったこんな話 ☁️☂️☁️

余市町の埋もれた歴史等を紹介し、改めて余市町を再認識するコーナーです。

～その224～ 『竹鶴さんとワイン』

スコットランドでウイスキーづくりを学んだ竹鶴政孝さんは、修行中にワイナリーを視察しています。

竹鶴さんの自著、『ウイスキーと私』によれば、大正7（1918）年に神戸港から出発、スコットランドへ向かった竹鶴さんは、アメリカ経由でサンフランシスコに上陸、中学校の先輩で現地にお住いの高井誠吾さんに案内されながら、州都サクラメント周辺のワイン工場を見学しました。

無事、スコットランドに到着。ウイスキーづくりの修行に励んでいた同7年から9年までの間、仕込みが休みになる毎年8月や、帰国後、立ち上げた山崎工場ではじめてのウイスキーの仕込みに着手した後の昭和6（1931）年と、複数回にわたってボルドーに赴いて本場のワインづくりを見えています。

スコットランド時代は大戦が終わったばかりだったので、旅行会社が主催する戦場視察団に加わっての渡仏でした。同6年の渡仏時は、寿屋の後継者である鳥井吉太郎さんの案内役をつとめました。

本物のウイスキーづくりの修行が目的だったので、ワインにも興味があったのか、竹鶴さんは精力的でした。スコットランド時代の回想です。

「今から思うと自分ながらよく続いたと思うが、それも若かったからであろう。若かったからなんでもアブソープ（吸収）でき、いちずに集中できたのだと思う。」

同9年に大日本果汁株式会社が創立され、第1号ウヰスキーが世に出てほどなくしてのこと、余市町にも戦争の影が忍び寄ります。ワインを作る過程からでる酒石酸が潜水艦などの「電探」（レーダー）製造に不可欠な軍需物資として着目され、ブドウ園から原料が大量に集められるようになります。町内で「十一州」という日本酒を作っていた余市酒造株式会社（当時）と並んで、大日本果汁でも山ブドウを原料にして「葡萄酒」を製造しました。酒石酸を得るために作った「葡萄酒」は砂糖を添加して「甘味葡萄酒」として発売したそうです。

同20年代後半から30年代まで、社名がニッカウヰスキーと変更された後も毎年、2～5万kg程度のブドウを買い入れていました。その頃の同社の図面を見ると、現在の正門南側（向かって左側）に「ブドー工場」という施設がありました。酒石酸の製造が終わった後に買い入れていたブドウは、リキュール製造の原料としたものかもしれません。

平成29（2017）年、サントネージュ・ニッカ余市ヴィンヤード株式会社に関する報道がありました。同社に關係する先達に高野正誠（たかのまさなり）さんがいます。高野さんは明治10（1877）年に山梨から渡仏、本場のブドウ栽培からワイン醸造までを学び、甲州種（日本の固有品種）で国内初の本格的なワイン醸造を始めた方で、山梨のブドウとワインの礎を築かれました（同社ホームページより）。

竹鶴さんは『ウイスキーと私』中でワインづくりにふれて、高野さんのお名前を挙げられています。なにかの縁なのかもしれません。

「さて当時のウイスキーはイミテーションであったが、ぶどう酒は醸造用ぶどうの栽培から始めるという地味で採算のとれない困難な仕事に一生を賭けた人はたくさんいた。…中略…（高野正誠さん他のお名前を列挙して）日本の洋酒界は永くたたえるべきであろう。」



▲写真：かつてブドー工場があった事務所棟

乳幼児期の予防接種でのお願い

お子様の予防接種を受ける際には、母子健康手帳をご持参ください。
接種歴や接種間隔の確認を行うため必要となります。
※余市協会病院では、原則母子健康手帳の持参がない場合、当日の
接種を見送らせていただきます。安全な接種を行うためにご協力
をお願いします。



自宅で血圧を測定するよう言われたら？



健診で血圧が高くて…自宅で血圧を測るように言われたんだ。
でも、健診で緊張していたからそのせいだと思うんだけど…。
測定しなきゃダメかなあ？

その血圧、高かったのは緊張のせいだけでしょうか？
健診の時だけ高かった（白衣高血圧）のか、常に高い（持続性高
血圧）のかは自宅で自分でも血圧を測ってみたいとわかりませ
ん！自宅で血圧測定をしてほしいのには理由があります！



★★自宅での血圧測定が大切な理由★★

- ・日常生活時の血圧を知ることができ、高かった時には早めに受診することができる。
- ・医師が診察の際に、白衣高血圧等の診断の参考にすることができる。
- ・血圧の薬を飲んでいる方も、薬の効果や持続時間が不十分または過剰になっていないか確認することができる。



自宅での血圧も診察の参考にされることがあるんだ！
でも、自宅での血圧測定って難しくないかなあ…

そんなことはありません！
では、次に自宅で血圧を測るためのポイントをお伝えします！



重要

★★自宅で血圧を測定するときのポイント★★

- ・可能であれば、1日2回（朝・夜）測定する。
朝は起床から1時間以内で排尿後、朝食・薬を飲む前。
夜は入浴や飲酒の直後は避け、寝る直前に。
→仕事等で生活リズムがずれる方は、「起床後1時間以内」等と測定するタイミングを合わせてみま
しょう！
- ・座って、1～2分安静にしてから測定する。
- ・測った数値は記録し、医療機関を受診するときには持参する。
- ・継続は力なり
→数日測定を忘れてもあきらめず、また測定を続けましょう！
季節ごとや年間での変化を見ることができます。

健康と暮らしの情報（4月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業が延期・中止となる場合があります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、問合せ先までご連絡ください。

子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
1歳6か月児健診	R3年9月生まれ	13日(木)	受付11:50～12:20	福祉センター本館
3歳児健診	R元年11月生まれ	14日(金)		
こども相談 (発育・発達・栄養など)	申込みをされた方 ※14日(金)までに 申込みが必要です。	20日(木)	9:00～15:00	余市町役場 ※会場まで来られない場合は ご相談ください。
4か月児健診	R4年12月生まれ	25日(火)	受付11:40～12:00	福祉センター本館
10か月児健診	R4年6月生まれ		受付12:00～12:20	

健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
認知症の介護相談	17日(月)	13:30～15:00	福祉センター入舟分館	(問合せ先) 社会福祉協議会内 ☎ 22-3156
健康相談	20日(木)	9:00～15:00	余市町役場	14日(金)までに 申込みが必要です。
心の健康相談	24日(月)	10:00～12:00	俱知安保健所余市支所 ☎ 23-3104	3日前までに申込みが必要 (問合せ先) 俱知安保健所 ☎ 0136-23-1957 ※相談日は都合により変更 する場合があります。

休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号	歯科当番日	医療機関名	電話番号
4月2日(日)	よいちクリニック	21-4570	5月3日(水)	森川歯科医院 (仁木町)	32-3653
9日(日)	小嶋内科	22-2245	4日(木)	福井歯科医院	23-4847
16日(日)	林病院	22-5188	5日(金)	デュオ歯科医院 (古平町)	42-3993
23日(日)	池田内科クリニック	23-8811	※休日当番医の診療時間は 9時～17時 までです。 ※歯科当番医の診療時間は 9時～12時 までです。 ※休日当番医は変更になることがありますので、 確認してから受診してください。		
29日(土)	黒川町整形外科クリニック	22-2447			
30日(日)	森内科胃腸科医院 (仁木町)	32-3455			
5月3日(水)	田中内科医院	22-6125			
4日(木)	よいち整形外科クリニック	48-5000			
5日(金)	脳神経外科よいち汐風クリニック	21-5566			
7日(日)	わたなべ内科医院	22-3989			

問合せ 子育て・健康推進課 ☎ 21-2122

その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	5日(水)、19日(水)	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 余市町社会福祉協議会 ☎ 22-3156 ※法律相談は 事前 申込み必要
無料法律相談 (予約制)	10日(月)	13:30～14:30		
	18日(火)	15:00～17:00	余市商工会議所	※ 事前申込み必要 余市商工会議所 ☎ 23-2116
	19日(水)	13:00～16:00	中央公民館 203号室	※ 事前申込み必要 役場総務課 ☎ 21-2111

※ 福祉センター本館（富沢町5丁目）、福祉センター入舟分館（入舟町）、中央公民館（大川町4丁目）、俱知安保健所余市支所（朝日町）、余市商工会議所（黒川町3丁目）

= 募集・お知らせ =



各種自衛官募集

自衛官候補生及び一般曹候補生(男子・女子)、一般幹部候補生(一般・歯科・薬剤)、医科・歯科幹部を募集します。新型コロナウイルス感染予防対策を万全にして説明会を随時行っています。

・採用上限年齢の変更について

自衛官候補生および一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に変更されました。

※応募資格等は、問合せください。

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

☎0134-22-5521



総合体育館健康教室

①ボディコンディショニング

簡単な反復動作で、脚・背中・肩周りなど、全身の調子を整えます。アロマや健康情報も発信します。

日時 4月12日・26日(水)

午後1時30分～3時

②こころと身体を整えるヨガ

初心者向けのやさしいヨガレッスンで、リラックスした状態での呼吸からの動きで心・身体のバランスを整えます。

日時 4月13日・20日・27日(木)

午後3時～4時30分

③基礎代謝UPトレーニング

全身運動を行い、基礎代謝を上げます。基礎代謝が上がっている状態で、ゆっくりとした動作でトレーニングを行うと脂肪燃焼の効果が上がり、効率よく体重減少やサイズダウンが期待できます。

日時 4月14日・21日・28日(金)

午後1時30分～3時

定員(①～③とも) 10名

(定員になり次第締切り)

参加料(使用料を含む)

各1回 500円(①～③)

2回セット 800円(①)

3回セット 1,300円(②～④)

その他

- ・体育館窓口または電話で申込み。
- ・健康状態(発熱・高血圧等)によりお断りする場合があります。
- ・動きやすい服装、運動靴、タオル、飲み物は各自ご用意願います。
- ・ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。
- ・参加料は、その都度徴収いたします。

・状況によっては、中止になる場合がございます。

申込み・問合せ

総合体育館 ☎23-5210



余市町パークゴルフ協会 会員募集

余市町民であればどなたでも入会できます。ぜひ入会し一緒にパークゴルフを楽しみませんか?

活動内容

- ・月例会(月1回)、各種大会への参加
- ・日帰りバスツアー
- ・その他(味覚祭り杯等)

入会金・その他

- ・入会金等については問合せください。
- ・ご近所の知り合いの会員の方に申し込まれても結構です。

申込み・問合せ

余市町パークゴルフ協会事務局

事務局長 木村和彦

☎22-5354



母親クラブ会員募集

結成41年、沢町児童館を拠点に、地域に根差したボランティア活動ボランティア活動や、子育て支援をしています。親子のふれあい、スポーツや趣味を通し、地域の親子との交流を深めています。

- ・火曜日 スポーツサークル
- ・水曜日 幼児サークル
- ・金曜日 卓球サークル

健康体操教室、ウォーキングサークル、滑舌教室、クラフトサークル等入会は随時受け付けています。

申込み・問合せ 沢町児童館

☎23-5673



余市町観光振興議会 委員の募集について

余市町観光振興審議会は、本町の観光振興に関する事項を調査審議するとともに、町長の諮問に応じ必要な意見を述べる事ができる町長の附属機関です。また、「余市町観光振興計画」(現計画の計画期間は5年)の策定にあたっては、この審議会に諮ることとされています。

本町では自治基本条例に基づく町民の町政参加を基本としていることから、当審議会の委員についても一般公募をおこなっています。

つきましては、当審議会の委員を募集いたしますので、本町の観光振興に興味のある方のご応募をお待ちしております。



詳しくはこちら▶

問合せ 商工観光課 ☎21-2125



余市警察署からの お知らせ

登下校時間帯、放課後の時間帯の子供の飛び出しに注意

児童の登下校や下校後の時間帯は住宅街などで飛び出しによる事故に遭うケースに注意してください。

アポ電に注意

道内各地で、「今から家に行く」「俺だけ今から行くから」という在宅を確認するような不審電話が確認されています。このような電話がかかってきた場合、相手とは話さず、すぐに電話を切って、警察相談専用ダイヤル「#9110」に相談してください。

～詐欺電話シャットアウトセミナー

(4月)開催のお知らせ～

日時: 4月14日(金)

午後3時から1時間程度

場所: 余市警察署3階大会議室

受講希望者は、事前に電話で申し込んでください。

問合せ 余市警察署 ☎22-0110



余市消防署からの お知らせ

●新生活が始まるタイミングは 家具転対策をするタイミングです!

春は、就職・転職・入学など、新生活が始まる季節です。新生活の始まりに合わせて、引越しをする方や、模様替えを検討している方もいます。家具を動かすタイミングは、家具転対策(家具類の転倒・落下・移動防止対策)を行う絶好のタイミングです。地震はいつやってくるかわかりません。このタイミングで家具転対策を行い、地震に備えましょう。

家具類の転倒・落下・移動による被害について

①ケガ

近年発生した地震でケガをした約30～50%が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

②火災

過去の地震では、家具類の転倒・落下・

= 募集・お知らせ =

移動によって火災が発生した事例があります。ストーブや水槽ヒーターなど、熱を発生する器具に家具類が転倒等をした場合だけでなく、ストーブ等に家具類の収容物（本棚の本など）が落下することでも、火災が発生する危険があります。

③避難障害

出入口付近に家具転倒対策を実施していない家具を配置してしまうと、地震により転倒した家具が扉や窓を塞ぎ、逃げられなくなることがあります。

安全・確実に避難するためには、出入口付近や避難経路に家具を置かないことや、家具を置く向きを工夫する等のレイアウトを考えることも非常に大切です。

●火災予防運動の実施について

4月20日から30日まで春の全道火災予防運動が実施されます。行事等の開催にあたり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

問合せ 余市消防署 ☎23-3711



赤十字災害救援車「博愛号」が配置されました

地域における災害、事故、その他緊急を要する事態の発生に対して、日本赤十字社余市町分区（分区長 齊藤啓輔町長）が行う各種救援活動及び赤十字事業に使用する赤十字災害救援車「博愛号」が、日本赤十字社北海道支部より3月15日に配置されました。

この「博愛号」の配置は、日本赤十字社余市町分区の社費募集の実績が評価されたものです。社費募集にご協力いただきました町民の皆様に感謝申し上げます。今後も引き続きご協力をお願いします。



問合せ 日本赤十字社北海道支部余市町分区
(余市町福祉センター内)

☎22-6228



春のヒグマ注意特別期間について

北海道では、ヒグマによる人身被害を防止するため、4月1日（土）から5月31日（水）までを「春のヒグマ注意特別期間」と設定しており、余市町においても山菜採り等での不意の遭遇に十分注意していただくとともに、生ごみ等のヒグマを寄せ付ける原因となるものについては、野外に放置しないようお願いいたします。

●ヒグマに遭わないために

- ・一人で野山に入らない。
- ・野山では音を出しながら歩く。
- ・薄暗いときには行動しない。
- ・フンや足跡を見たら引き返す。

問合せ 農林水産課農政振興グループ

☎21-2123



よいちニコニコ食堂 (こども食堂)

日時 4月22日（土）
午前11時30分～午後1時

対象 子どもだけでなく、地域の方
どなたでも参加できます。

内容 ランチの提供
平松先生のおもしろ課外授業
同時開催

申込 電話による事前申込み

食事代 高校生まで無料
大人300円

場所 余市テラス
(黒川町10丁目3番地27)
※コープさっぽろ隣

問合せ

よいちニコニコ食堂

☎090-1300-8314

児童館行事案内

黒川児童館(☎23-4338)

カプラで遊ぶ会

4月16日（日）午後1時30分～
つどいの広場

4月20日（木）午前10時～

沢町児童館(☎23-5673)

ぬりえの会

4月8日（土）午後1時30分～

つどいの広場

4月12日（水）午前10時～

ボール遊びの会

4月22日（土）午後1時30分～

キッズルーム「あつぷる」

対象 概ね3歳までの児童と保護者

日時 毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時

※28日（金）はお休みです

問合せ キッズルームあつぷる

☎48-8850

◎今月のわくわくタイム

親子で制作「こいのぼり」

日時 4月21日（金）

午前10時～12時

予約 5日（水）から 定員12名

※密集・密接を避け予約制

◎ミニイベント

・パステルアート（手形、足形もできます）

（絵はがき作成を希望の方は、はがきをご持参ください。お子様一人につき5枚まで）

日時 4月25日（火）

午前9時30分～12時

予約 5日（水）から 定員12名

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

◎『ぐんぐんの日』

毎月1回身体測定ができます。身長計、体重計を準備しています。お気軽にお越しください。

日時 4月14日（金）

午前9時30分～12時

午後1時～4時

持ち物 母子手帳、バスタオル

※感染症の発生状況によっては実施できない場合もありますので、当日の実施の有無を確認してからご利用くださるようお願いいたします。

生涯学習だより

健康音楽教室パート2

2月9日(木)、寿大学第10回学習講座「健康音楽教室パート2」が開催されました。

音楽療法士の近藤ひとみさんが奏でる楽器に合わせて、唱歌・童謡・民謡などを歌いました。音楽を聴く・歌う・鳴らすなどの学習を通して、音楽療法の効果を体験できました。



交通安全講話

2月13日(月)、余市警察署交通課の柳澤克次さんを講師に迎えて、女性学級第11回学習講座「交通安全講話」が開催されました。

講座では、交通安全だけでなく防災や特殊詐欺についても話をしていただき、受講生にとっては安全意識の向上につながる充実した学習となりました。



かんじきウォーキング

2月14日(火)、健康・生涯スポーツ教室「かんじきウォーキング」が開催されました。

参加者はスノーシューやかんじきを履き、豊丘町から桐谷峠に向かう山道を歩きました。往復1時間30分のウォーキングでしたが、冬の山道を存分に楽しむことができました。



護身術教室

2月20日(月)、公民館文化教室「護身術教室」は、余市警察署生活安全係の木下一航さんを講師に迎えて開催されました。

参加者はまず護身の心得についての講話を受け、腕を掴まれた場合や後ろから襲われた場合を想定した対処法を体験しました。



団員・会員募集、講習会のお知らせ

①余市子ども茶道サークル

茶道を通して、挨拶・ていねいな言葉遣い・食事のマナーなど、日常生活の「礼儀作法」を学びませんか。

- ◆対象 高校生以下の児童・生徒(町内在住)
- ◆会費 月700円
- ◆定例会 月2回 土曜日 午前10時～
- ◆場所 中央公民館
- ◆各種事業への協力の予定
文化祭や二十歳のつどいにおける呈茶会等
※経費としてお茶・お菓子代等若干かかります。

②北海ソーラン太鼓少年団

北海ソーラン太鼓少年団は、歴史と伝統のある北海ソーラン太鼓の技術を習得し、郷土芸能を継承することを目的に結成されました。

一度“和太鼓”を体験してみませんか。随時見学を受け付けております。

- ◆対象 小学3年生～中学生(町内在住)
- ◆会費 月500円(団の運営等諸費用)
- ◆練習 月3回 第1・3・4水曜日 午後7時～
- ◆会場 中央公民館
- ◆令和5年度事業(出演予定)
北海ソーラン祭り、文化祭「文化発表会」、各種イベント

③「琴・三味線」講習会

伝統楽器の音色に触れてみませんか!

- ◆対象 小学1年生～6年生(町内在住)
- ◆日時 月2回 第1・第2土曜日 午後1時～
- ◆会費 無料
- ◆場所 富沢町先生宅

●申込み期限 ①、②、③とも4月12日(水) ●申込み・問合せ ☎23-5001

学校支援ボランティアの募集!

町内小中学校の教育活動を支援していただけるボランティアの方を募集しています。

資格要件は特にありませんが、活動内容は、学習支援・環境整備・読書活動・部活動指導・安全指導などです。登録された方(個人・団体)には、安心して活動していただくためにボランティア保険に加入していただきます。(保険料は教育委員会が負担)

なお、支援については、学校の要請を受けての活動となりますので依頼されない場合もあります。その点をあらかじめご了承ください。

問合せ・申込み 中央公民館 学校支援地域本部
☎23-5001

寿大学・女性学級 / 今月の学習案内

寿大学「開講式・学生自治会総会」

期日 4月13日(木)
時間 午後1時30分～2時30分
内容 開講式～学長挨拶、学習内容の説明他
学生自治会総会～事業、予算等の協議

女性学級「開講式・第1回学習講座」

期日 4月17日(月)
時間 午後1時30分～3時
内容 開講式～公民館長挨拶、学習内容の説明他
第1回学習講座「環境講話」
講師 小川康和(学芸員)
※会場はともに中央公民館301・302号室



図書館のすてきな窓

問合せ 図書館 ☎22-6141
<https://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/>
 開館時間 午前10時～午後6時30分

【こどもの読書週間イベント】開催！

4月23日～5月12日は「こどもの読書週間」です。期間中は、読書推進運動協議会が主催となって、全国各地で子どもたちと本をつなぐ様々なイベントが実施されます。

当館では、以下2つのイベントを開催します！

①図書館でエッグハント！

カラフルにペイントされた「イースターエッグ」が図書館のあちこちに隠れています。すべて見つけた方には、素敵なプレゼントを差し上げます！

期間 4月11日（火）～5月7日（日）

場所 図書館1階児童閲覧室

対象 幼児～小学生

②トショラボ

図書館の本に掲載されている実験を、みんなで実際にやってみよう！今回は、様々なスライムを作ります。

期間 5月7日（日）午前11時～

場所 図書館2階視聴覚室

定員 10名まで

対象 幼児～小学生（保護者の方と一緒にご参加ください。）

締切 5月5日（金）まで（電話可）

持ち物 図書館に掲示されているポスターをご確認ください。

おはなし会

今年度は生活に関係する絵本を読み聞かせします！

日時 4月8日・22日（土）

午前11時～

場所 図書館1階おはなしコーナー

テーマ 「おともだちこんにちは」



木曜映画会

木曜映画会は毎週木曜日、子どもえいがいは第1・第3土曜日で、どちらも午後2時からの上映です。

6日 大河の一滴（邦画）

13日 パイレーツ・オブ・カリビアン

ワールド・エンド（洋画）

20日 超高速！参勤交代（邦画）

27日 ファーザー（洋画）



子どもえいがい

1日 劇場版 名探偵コナンゼロの執行人

15日 アーヤと魔女



今月の休館日

・毎週月曜日 ・5月2日（火）は図書整理日



博物館 文化財 ニュース

問合せ 博物館 ☎22-6187
 開館時間 午前9時～午後4時30分

博物館・文化財施設は4月8日（土）開館！

～町民無料デー開催&文化財ボランティア募集中～

よいち水産博物館、旧下ヨイチ運上家、旧余市福原漁場、フゴッペ洞窟の4施設は、4月8日（土）より開館します。

博物館と文化財施設では、開館期間中（4～12月）の毎月第2土曜日・第2日曜日を町民無料デーとしています。対象は、余市町にお住まいの方です。入館時は必ず受付で「町民です！」とお声がけいただき、現住所を証明できるものをご提示ください。この事業で町民の皆さんに文化財や町の歴史、博物館活動を知っていただき、町外の方々や子どもたちに「町民が余市町の文化財や歴史を伝えていく場」として博物館や文化財施設を利用して頂ければと考えています。この機会に多くの皆さんのご来館をお待ちしております。

文化財施設では、毎週土曜日と日曜日にボランティア説明員による施設ガイドを実施しています。ボランティアによるガイドは2週間前までの予約制となっておりますので、事前に博物館までご連絡ください。また、ボランティア説明員も随時募集しています。初めての方は慣れるまで説明員の先輩や職員と一緒にご案内します。月に数回程度の活動も大歓迎です。興味がある、話だけでも聞きたいな、という方もぜひご相談ください！



今年度も町民無料デー実施
 & ボランティア説明員大募集中！

問合せ：博物館（22-6187）まで

ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

- 余市町社会福祉事業費の一部として
 - ・藤平 哲也 (余市町)
(故 藤平昭子殿追善供養として)
一金 100,000円
- 余市町社会福祉事業費の一部として
 - ・認定NPO法人ふまねっと余市支部りんごっこ
一金 10,000円
- 博物館展示用備品として
 - ・吉田 ミツエ (余市町)
(故 吉田初美殿追善供養として)
展示用パネル1台 鏡付き展示台1台 (10万円相当)
- 沢町児童館用備品として
 - ・沢町児童館母親クラブ
低反発座布団 15枚 (2万5千円相当)
- 中央公民館用備品として
 - ・中村 レイ子 (余市町)
(故 中村初夫殿追善供養として)
石油ポータブルストーブ3台

北洋銀行において税公金を窓口で納付する場合の取次手数料について

令和5年4月1日から北洋銀行本支店窓口において、町の税金や水道使用料などを納付する場合、別途、取次手数料 (1件につき880円 (消費税込)) が必要となりますので、ご注意願います。

口座振替は今までどおり無料となりますので、納付に便利な口座振替をご利用ください。

なお、納入通知書等に「納付場所」として、北洋銀行と記載されている場合でも令和5年4月1日以降に、北洋銀行窓口で納付する場合は取次手数料が必要となりますので、ご注意願います。

※北海道信用金庫、ゆうちょ銀行、余市町農業協同組合、余市郡漁業協同組合、コンビニにてお支払いの場合は今までどおり無料です。

問合せ 会計課 ☎21-2136

よいちの人口

令和5年2月28日現在

人口 17,473人 (-32)
男性 8,125人 (-26)
女性 9,348人 (-6)
世帯数 9,542世帯 (-14)

※カッコ()内の数字は前月比

令和2年国勢調査 (確定値)

人口 18,000人 世帯数 8,283世帯

●異動の内訳●

転入 48人
転出 52人
出生 3人
死亡 29人

【税務課からのお知らせ】

町税の納め忘れはございませんか？

町税は、道路・公園の整備、教育、子育て支援、各種福祉サービスなど、皆さんの暮らしを支える大事な費用に充てられています。もし町税が納付されなければ、町の財源が不足し、行政サービスの低下につながるため、**未納の町税がある方は至急納付願います。**

未納徴税のある方には、督促状や催告書を必ず送付しております。それでも納付や相談がない方については、財産の差押えを行う場合があります。

これは法律に基づく行為であり、本人の同意は必要ありません。



令和5年度分の町税が発付されます

次のスケジュールのとおり、令和5年度分の納税通知書が発付されます。税の公平性を保つためにも、納期内の納付をお願いいたします。

納税通知書の発付月

- 5月：軽自動車税種別割、固定資産税・都市計画税
- 6月：町道民税
- 7月：国民健康保険税

納税にお困りの方へ

税金は納期限までに納付することになっていますが、病気や収入の減少等の事情がある場合には、分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。

納税にお困りの方は一人で悩まずにすぐに税務課納税グループにご相談ください。



問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116

令和4年分確定申告納付期限等のお知らせ

●振替納付日について

令和4年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

	令和4年分の申告所得 税及び復興特別所得税	個人事業者の消費税及び 地方消費税
法定納期限	令和5年3月15日(水)	令和5年3月31日(金)
振替日	令和5年4月24日(月)	令和5年4月27日(木)

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093